

3. 前 2 項に従い役職員、専門家又は第三者に機密情報を開示する場合、当社は当該開示を受ける者（以下、「被開示者」という。）に対し、本誓約に基づく機密保持義務と同等の義務を遵守させるものとし、被開示者によるかかる機密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負うものとする。
4. 第 1 項にかかわらず、当社は、政府機関又はその他正当な権限を有する者から法令に基づいて機密情報の開示を要請された場合には、これに応ずることができるものとする。

### **第 3 条（機密情報に関する責任）**

当社は、貴社が機密情報の内容の真実性、正確性及び完全性につき何らの表明及び保証（明示か默示かを問わない）を行うものではなく、また、当社又は第 2 条第 3 項に規定する被開示者による機密情報の利用に関し、貴社が何らの責任を負うものではないことを了承する。

### **第 4 条（機密情報の管理）**

当社は、貴社から取得した機密情報の取り扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、貴社の機密情報について善良なる管理者の注意をもって管理する。

### **第 5 条（機密情報の返還・廃棄）**

当社は、貴社から請求があった場合、当社の費用において、本件目的に関して開示された書面、フロッピーディスク、データその他の有体又は無体の機密情報（写しによって生じたものを含む）を速やかに貴社に返還、又は当社において適切な方法で破棄する。また、貴社から請求があった場合には、当社は廃棄証明書を貴社に提出する。

### **第 6 条（反社会的勢力等の排除）**

当社は、貴社に対し本誓約差入時において、当社の役職員、当社の親会社、当社の関係会社、当社の主要株主等当社の関係者が第 2 項各号のいずれの場合にも該当しないことを表明及び保証する。

2. 当社が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、貴社は本誓約差入後であっても無条件で本誓約及び本案件の取得等に係る全ての契約を解除することができるものとする。

- (1) 当社（当社の役員、実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本項において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」と